

## 東京都高齢者緊急通報システム事業実施要綱

昭和63年7月 1日

63福高福第157号

最終改正 平成10年8月 3日

10高保在第338号

## 第1 目 的

この要綱は、東京都高齢者施策推進室、東京消防庁及び区市町村が一体となって高齢者緊急通報システム事業を運営することにより、高齢者の生活の安全を確保し、もって在宅高齢者の福祉の推進を図ることを目的とする。

## 第2 対 象 者

本事業の対象者は、次のとおりとする。

- 1 区市町村の区域内に住所を有するおおむね65歳以上のひとりぐらし又は夫婦等の世帯の高齢者であって、身体上、慢性疾患があるなど日常生活を営む上で、常時注意を要する状態にあるもの
- 2 その他区市町村長が特に必要と認める者

## 第3 事業内容

## 1 高齢者緊急通報システム

高齢者緊急通報システム（以下「緊急通報システム」という。）とは、ひとりぐらし及び高齢の夫婦等の世帯の高齢者が家庭内で緊急の事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて東京消防庁に通報することにより、あらかじめ組織された地域協力体制による速やかな援助を得て当該高齢者の救援等を行う制度をいう。

## (1) 事業の実施

本事業は、東京都高齢者施策推進室、東京消防庁及び区市町村が、それぞれ次に掲げる事務を分担して行うものとする。

## ア 東京都高齢者施策推進室

- (7) 緊急通報システム事業に係る区市町村への財政援助及び調整に関すること。
- (イ) 非緊急相談ケースの相談に関すること。
- (ウ) 東京都高齢者施策推進室は、(7) 及び(イ) の事務に関して必要な事項を定めるものとする。

## イ 東京消防庁

- (7) 緊急通報システム事業の受信業務及び調整に関すること。
- (イ) 緊急通報システム事業に係る区市町村への技術的援助に関すること。
- (ウ) 東京消防庁は、(7) 及び(イ) の事務に関して必要な事項を定めるものとする。

## ウ 区市町村

- (7) 緊急通報システムを利用することが適当であると認める者（以下「緊急通報システム利用者」という。）の決定に関すること。
- (イ) 家庭用機器の購入、貸与、給付、設置、取り外し及び維持管理に関すること。
- (ウ) 地域の協力体制の育成及び維持に関すること。
- (エ) その他本事業を実施する上で必要と認められること。
- (オ) 区市町村は、この要綱に従い、運営要綱を定めるものとする。

## (2) 利用者の決定等

ア 緊急通報システムを利用しようとする者は、別記共通様式第1号による申請書を区市町村長に提出するものとする。

イ 区市町村長は、申請書の提出があったときは、申請した者の生活状況を調査の上、利用の適否を決定するものとする。

なお、その際には必要に応じ高齢者サービス調整チームを活用するものとする。

ウ 区市町村長は、緊急通報システム利用者を決定したときは、別記共通様式第2号により東京消防庁に速やかに通知するものとする。既に通知した緊急通報システム利用者に係る登録の内容を変更したときも、同様とする。

## (3) 緊急通報システムの機器

ア このシステムの機器は、東京消防庁の定めるものであって、(7)については緊急通報システム利用者に貸与又は給付し、(i)から(i)までについては貸与し、(f)については、東京消防庁が設置する。

(7) 無線発報器

(i) 無線受信機（専用通報機組み込み型を含む。）

(ii) 有線発報器

(iii) 専用通報機

(iv) 専用受信機

イ 区市町村長は、アの(7)から(i)までの機器を設置する場合は、あらかじめ別記共通様式第3号により東京消防庁に通知する。また、設置工事が完了したときもその旨報告するものとする。

## (4) 費用負担

本事業の緊急通報システム利用者は、区市町村長の定める基準により機器の設置に要する費用を負担するものとする。

## (5) 緊急通報受信業務の業務内容

ア 東京消防庁は、緊急事態の発生に伴う発報を受信したときは、必要な措置を行うとともに、内容により緊急通報協力員等に連絡し、関係機関に協力要請を行う。

イ 東京消防庁は、非緊急相談ケースの相談等の場合は、東京都高齢者施策推進室の相談機関に転送する。

## (6) 緊急通報システムの機器の管理

ア 緊急通報システム利用者は、善良な管理者の注意をもって機器を使用するとともに、本事業の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

イ 緊急通報システム利用者は、老人福祉施設等への入所等により、当該システムの利用を必要としなくなったときは、速やかに区市町村にその旨を届け出るとともに、貸与されている機器を返還しなければならない。

ウ イの届出があった場合、区市町村長は、別記共通様式第4号により速やかに東京消防庁に通知するものとする。

## (7) 関係機関との連携

ア 東京都高齢者施策推進室及び東京消防庁は、本事業の円滑な運営を行うため、警視庁等の行政機関と密接な連携を保つとともに、民間関係団体の協力が得られるように努めるなど、区市町村の地域協力体制確立のための援助を行うものとする。

イ 東京消防庁は、本事業に関して、東京都高齢者施策推進室、区市町村等の関係者からなる連絡会議を設置するものとする。

## (8) 緊急通報協力員等の設置

区市町村長は、本システム利用者の安否の確認を行うため、原則として緊急通報システム利用者一人につき3人以上の緊急通報協力員等必要な地域協力者を設置するものとする。

## 2 民間事業者を利用した高齢者緊急通報システム

民間事業者を利用した高齢者緊急通報システム（以下「民間緊急通報システム」という。）とは、ひとりぐらし及び高齢の夫婦等の世帯の高齢者が家庭内で緊急の事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて民間受信センター（以下「受信センター」という。）に通報することにより、関係機関及び専門の現場派遣員による速やかな援助を得て当該高齢者の救援等を行う制度であり、緊急通報システムにおける緊急通報協力員が設置できない場合等、対象者の実情に応じて利用できるものとする。

この場合において、受信センターとは、自動通報等の承認に関する規程（平成2年東京消防庁告示第11号、以下「承認規程」という。）における緊急即時通報に係る東京消防庁登録事業者であり、かつ、警備業法（昭和47年法律第117号）における都道府県公安委員会の認定を受けた事業者で区市町村から委託を受けたもの（以下「事業者」という。）が5に定める業務を行う施設をいう。

### (1) 事業の実施

本事業は、東京都高齢者施策推進室及び東京消防庁と連携を取りながら、区市町村が実施するものとし、次に掲げる事務を行うものとする。

ア 受信センターの委託に関すること。

イ 民間緊急通報システムを利用することが適当であると認める者（以下「民間緊急通報システム利用者」という。）の決定に関すること。

ウ 地域の協力体制の育成及び維持に関すること。

エ その他本事業を実施する上で必要と認められること。

### (2) 利用者の決定等

ア 民間緊急通報システムを利用しようとする者は、別記共通様式第1号による申請書を区市町村長に提出するものとする。

また、民間緊急通報システムを利用しようとする者は、承認規程第5条による緊急即時通報の通報承認申請書を東京消防庁に提出するものとする。

イ 区市町村長は、申請書の提出があったときは、申請した者の生活状況を調査の上、利用の適否に関して必要に応じ高齢者サービス調整チームを活用するものとする。

また、区市町村長は、承認規程第7条による緊急即時通報の通報承認通知書が申請した者に交付され、通報が承認されたことを確認の上、民間緊急通報システム利用者を決定するものとする。

ウ 区市町村長は、民間緊急通報システム利用者を決定したときは、別記様式第5号による送付書を東京消防庁に速やかに送付するものとする。

また、区市町村長は、事業者に速やかに登録の手続きをとるものとし、登録した民間緊急通報システム利用者に係る登録内容に変更が生じたときも、同様とする。

エ 民間緊急通報システム利用者は、緊急即時通報の承認内容に変更が生じたときは、承認規程第8条による通報承認内容変更届出書を東京消防庁に提出するものとする。

### (3) 民間緊急通報システムの機器

このシステムの機器は次のとおりとし、民間緊急通報システム利用者に貸与するものとする。

ア 無線発報器

イ 無線受信機（専用通報機組み込み型を含む。）

ウ 有線発報器

エ 専用通報機

(4) 費用負担

本事業の民間緊急通報システム利用者は、区市町村長の定める基準により機器の設置に要する費用を負担するものとする。

(5) 緊急通報受信業務等の業務内容

ア 受信センターは、緊急事態の発生に伴う発報を受信したときは、電話により利用者の状況を確認の上、その内容により、119番通報等による関係機関への協力要請を行うとともに、専門に設置した現場派遣員を速やかに現場に派遣して救急隊等の指示に従った対応措置等の必要な措置を行うものとする。

イ 事業者は、高齢者の生活に関する簡易な相談サービスを提供するものとする。

(6) 民間緊急通報システムの機器の管理等

ア 民間緊急通報システム利用者は、善良な管理者の注意をもって機器を使用するとともに、本事業の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

イ 民間緊急通報システム利用者は、老人福祉施設等への入所等により、当該システムの利用を必要としなくなったときは、速やかに区市町村にその旨を届け出るとともに、(2)のエに定める緊急即時通報の承認内容変更の手続をとるものとする。

ウ イの届出があった場合、区市町村長は、速やかに事業者に登録抹消の手続をとり、貸与している機器を民間緊急通報システム利用者から返還させるものとする。

(7) 関係機関との連携

区市町村は、本事業の円滑な運営を行うため、東京消防庁、その他の必要な関係機関と密接な連携を保つなど地域の協力体制を確立するものとする。

(8) 事業実施上の留意事項

ア (2)のアにおける緊急即時通報の承認申請手続については、民間緊急通報システムを利用しようとする者の同意を得て、また、(2)のエにおける緊急即時通報の承認内容変更の手続については、民間緊急通報システム利用者の同意を得て、事業者が代行できるものとする。

イ 受信センターは、東京消防庁の求めにより、あらかじめ民間緊急通報システム利用者本人の同意を得て、民間緊急通報システム利用者の主な病気、血液型、かかりつけ医療機関、その他の緊急対応に必要な情報を東京消防庁に提供するものとする。

なお、事業者は、事業の受託によって知り得た民間緊急通報システム利用者に関する秘密を守らなければならない。

ウ 区市町村は、緊急即時通報に関する民間緊急通報システム利用者の情報を事業者に提供するに当たっては、あらかじめ民間緊急通報システム利用者本人の同意を得て、緊急通報システム（民間）利用者登録カード（別記様式第5号）の内容を情報提供するものとする。

なお、区市町村は、民間緊急通報システム利用者の情報を事業者に提供するに当たっては、個人情報保護に関する必要な措置を講じておかなければならない。

エ 区市町村は、緊急事態の対応状況及び毎月の受信状況について、速やかに事業者から報告を受けるものとする。

オ 区市町村は、緊急即時通報に係る東京消防庁登録事業者については、業務区域が限られていること等から、事前に東京消防庁に業務可能の可否を確認するものとする。

### 3 安心コール

東京消防庁は、本事業の緊急通報システム及び民間緊急通報システム利用者に対して、電話による防災上の安心コールを行うことができるものとする。

#### 附 則

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成元年10月1日から施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、平成2年10月1日から施行する。

ただし、別表「高齢者緊急通報システム事業費用負担基準」については、平成2年7月1日から適用する。

2 この要綱に規定する改正規定の施行の際、当該改正規定による改正前の東京都緊急通報システム事業実施要綱別記様式第1号（第5関係）、様式第2号（第5関係）及び様式第4号（第9の3関係）による様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、使用することができる。

#### 附 則

1 この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、決定の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東京都高齢者緊急通報システム事業実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

#### 附 則

1 この要綱は、平成10年10月1日から適用する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東京都高齢者緊急通報システム事業実施要綱別記様式第1号、様式第2号、様式第3号及び様式第4号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え使用することができる。

(表)

共通様式第1号

高齢者 緊急通報システム利用申請書

年 月 日

区 市 町 村 長 殿

申請者 住所

氏名

印

電話

\*緊急通報システムを利用したいので、下記のとおり申請します。

利 用 者	区(市)		町		丁目		番 号		電話 ( )				
	氏名(フリガナ)		男・女	生年月日及び年齢		家 族 の 状 況	氏	名	職	種	住 所	電 話	
	身体状況			日常生活状況									
	病名												
	主治医												
住居案内		区内		図			本人の所得状況						
最寄駅(徒歩)		線		駅)から		①		控除対象配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数)		人(人)			
バス( )分						②		前年の所得額		円			
						③		雑損		円			
						控		医療費		円			
						除		社会保険料		円			
						除		小規模企業共済等掛金		円			
						除		障害者(特別障害者を除く)である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数		人 ※ 円			
						除		特別障害者である控除対象配偶者及び扶養親族の合計数		人 ※ 円			
						除		寡婦(夫)		婦・夫 ※ 円			
						除		特別の寡婦		※ 円			
						除		配偶者特別控除		※ 円			
						除		農業所得の免除に係る所得控除		円 ※ 円			
						除		本年度の災害・医療費		円 ※ 円			
						除		控除額合計		円 ※ 円			
						除		除後の所得額		円 ※ 円			
緊急通報協力員		職	氏名	住所	電話番号								
1													
2													
3													
4													
確認者		※上記の状態であることを確認する。				確認者		※上記のとおり確認する。					
		年 月 日						年 月 日					
		氏 名						氏 名					

注1 ※印の欄は記入しないでください。  
 2 \*印は、利用するシステムに○をしてください。  
 3 火災安全システムのみ利用する場合は、緊急通報協力員の欄の記載は不要です。

※	○印を記入	東京消防庁利用	
		民間受信センター利用	



(表)

共通様式第2号

高齢者 緊急通報システム利用者決定・利用者登録内容変更通知書  
火災 安全

年 月 日	
東京消防庁 消防署長殿	
区市町村長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">公 印</span>	
裏面のとおり利用者を決定・利用者の登録内容を変更したので通知します。	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 ※欄は記入しないこと。  
2 緊急通報システム利用者の場合は、緊急通報協力員を原則として3名以上記載すること。  
3 利用者登録内容変更通知の場合は、変更した欄のみ記入すること。



緊急通報システム利用者登録カード (裏)

緊急 火 登年 月 日 録 月 日 年 月 日 機械設置予定 日 年 月 日 登録抹消 日 年 月 日

緊急通報システム利用者登録カード

登録No.	住所	住所の目標	建物	建物名称: 地下 階、地上 階建て	世帯人数	人
登録者氏名	明・大・昭	日生	管轄警察署	登録者	病院名	電話
同居者氏名	明・大・昭	日生	掛りつけ	同居者	主治医	電話
注	電話 FAX	構造	血液型	医療機関	主治医	電話
居住建物	用途	・耐火 ・耐火 ・耐火	血液型	関係	都道府県	電話
管轄消防署	電話	・耐火 ・耐火 ・耐火	血液型	関係	都道府県	電話
登録者の	氏名	・耐火 ・耐火 ・耐火	血液型	関係	都道府県	電話
主な病気の	氏名	・耐火 ・耐火 ・耐火	血液型	関係	都道府県	電話
同居者の	氏名	・耐火 ・耐火 ・耐火	血液型	関係	都道府県	電話
主な病後の	氏名	・耐火 ・耐火 ・耐火	血液型	関係	都道府県	電話
搬送後居住管理者	氏名	・耐火 ・耐火 ・耐火	血液型	関係	都道府県	電話
連絡先	氏名	・耐火 ・耐火 ・耐火	血液型	関係	都道府県	電話
性別	生年月日	電話	住	住所	利用者との関係	備考
1	明・大・昭				有無	
2	明・大・昭				有無	
3	明・大・昭				有無	
4	明・大・昭				有無	
5	明・大・昭				有無	
特記事項						

緊急通報システム利用者登録カードの裏面に記載されている情報は、消防機関に提供され、消防機関は、この情報を活用して、火災の発生を防止し、火災の被害を軽減するために努めます。また、この情報は、消防機関の業務にのみ利用され、他の機関や個人には提供されません。なお、この情報は、個人情報として扱われ、厳格に管理されます。

東京消防庁

消防署長殿

区市町村長

公 印

高齢者 緊急通報システム家庭用機器等設置計画書  
 火災 安全

下記のとおり、家庭用機器等を設置します。

登録番号	氏 名	設置予定日時	設置機器	専用通報機	火災警報器
			品 名		
			型 式		
			製造会社		
			品 名		
			型 式		
			製造会社		
			品 名		
			型 式		
			製造会社		
			品 名		
			型 式		
			製造会社		
			品 名		
			型 式		
			製造会社		

設置工事者	会社名				
	所在地	電話			
	氏 名				
	資 格	種類	交付番号	年 月 日	

注1 工事開始10日前までに提供すること。  
 2 記入欄が不足する場合は、本様式を複写し添付すること。

年 月 日

東京消防庁

消防署長殿

区市町村長

公 印

高齢者 緊急通報システム利用者の異動通知書  
火災 通 報 全

下記のとおり、利用者の異動がありましたので通知します。

1 利用者

登録番号	
氏 名	
住 所	

2 異動事項

異動年月日	
異動内容	
異動理由	

(表)

高齢者緊急通報システム（民間）利用者登録カード送付書

年 月 日	
東京消防庁 消防署長殿	
区市町村長 <span style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; width: 60px; height: 40px; vertical-align: middle;">公印</span>	
裏面のとおり利用者登録カードを送付します。	
※ 受付欄	※ 経過欄

備考 ※欄は記入しないこと。

(要)

緊急通報システム（民間）利用者カード

警防情報システム	登録年 月 日	登録抹消 年 月 日
----------	---------------	---------------------

登録番号 No. S -	ふりがな 登録者氏名	男	明	大	昭	日生
		女	年	月	日	
住所	ふりがな 同居者氏名	男	明	大	昭	日生
		女	年	月	日	
住所	電話 PAX					

用途	専用住宅	共同住宅（名称）	店舗併用住宅	店舗併用共同住宅	その他	建物名称	居住階
管轄消防署	電話		管轄警察署		登録者	病院名 主治医	電話
登録者の 主な病気		血液型		かかりつけ	登録者	病院名 主治医	電話
同居者の 主な病気		血液型		関係機関	登録者	病院名 主治医	電話
契約業者	会社名	住所	住所	住所		電話	電話
連絡先	ふりがな 氏名	関係	住所 電話				
搬送後の 居住管理者	ふりがな 氏名	関係	住所 電話				
特記事項							

(注) 同居者とは、高齢者世帯等で一世帯2名が当システムを利用する場合をいう。  
なお、障害等がある場合は、その内容を特記事項に記載すること。